

○伯耆町広報紙「広報ほうき」広告掲載取扱要綱

平成22年3月1日

告示第17号

改正 平成26年3月31日告示第17号

(趣旨)

第1条 この要綱は、伯耆町広報紙「広報ほうき」(以下「広報」という。)に掲載する広告の取扱いについて、伯耆町広告事業実施要綱(平成20年告示第82号。以下「実施要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置)

第2条 広告を掲載する位置は、表紙を除く各頁の下1段とし、掲載頁は町長が定める。ただし、号外発行又は臨時増頁等の場合は、その編集状況に応じ、町長が適宜定める。

(広告の規格)

第3条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 広告の色数は、2色とする。ただし、号外発行又は臨時増頁等の場合は、その編集状況に応じ、広報主管課長が適宜定める。
- (2) 広告の大きさは、おおよそ縦5cm横18cm(以下「1号広告」という。)、おおよそ縦5cm横9cm(以下「2号広告」という。)、おおよそ縦5cm横6cm(以下「3号広告」という。)の3種類とする。

(広告希望者の申込)

第4条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとする版下原稿(完全)と申込者の事業概要、営業沿革等がわかるものを添えて、掲載を希望する号の発行日の30日前までに町長に提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第5条 町長は、前条の申し込みを受理したときは、実施要綱の規定に基づき、広告掲載の可否を決定し、申込者にその結果を伯耆町広報紙「広報ほうき」広告掲載決定(却下)通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、掲載1回につき次の金額に、発行日における消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に定める消費税の税率及び地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に定める地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた額とする。なお、その額に

1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

- (1) 1号広告 15,000円
- (2) 2号広告 8,000円
- (3) 3号広告 6,000円

2 広告掲載が決定した申込者（以下「広告主」という。）は、広告掲載料を一括前納するものとする。ただし、町長が必要と認めたときは、この限りではない。

（広告掲載の取り消し等）

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載決定の取り消し、又は掲載しないことが出来る。

- (1) 指定期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 広報の編集発行上支障があるとき。
- (3) 町長が、広告の掲載が適切でないと判断したとき。

（広告の版及び版代）

第8条 広告の版の作成等については、広告主の責任とする。

2 広告の版代は、全て広告主の負担とする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第17号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

伯耆町広報紙「広報ほうき」広告掲載申込書

年 月 日

伯耆町長 森安 保 様

申込者

住所又は所在地 _____

氏名又は名称 _____ ㊟

法人等の場合は代表者氏名 _____ ㊟

担当 _____

電話番号 _____

FAX番号 _____

E-mail _____

伯耆町広報紙「広報ほうき」広告掲載取扱要綱の規定により、下記とお申し込みます。
なお、この申込書及び添付書類については、事実と相違ないこと、法令を遵守していること、伯耆町広告事業実施要綱及び伯耆町広告掲載基準を遵守することを誓約します。

記

広告の内容	
広告掲載希望号	年 月号 ～ 年 月号
広告の規格	(1) 1号広告 (縦5cm×横18cm) (2) 2号広告 (縦5cm×横9cm) (3) 3号広告 (縦5cm×横6cm)
その他	

添付書類

- ・事業概要・営業沿革等がわかる書類（会社案内、パンフレット等）
- ・掲載を希望する広告の版下（完全）

注意事項

- ・編集の都合により、希望号に掲載できない場合があります。
- ・申込者多数の場合は、抽選等により掲載を決定します。また、広告の大きさを変更させていただく場合もあります。
- ・広告掲載料は、掲載決定後に一括前納してください。
- ・掲載する広告は、いかなる個人名も付すことはできません。ただし、個人名が商店名等に使用されている場合は、この限りではありません。
- ・広告の版の責任は申込者にあり、版の作成に係る一切の費用は申込者の負担となります。

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

伯耆町長

印

伯耆町広報紙「広報ほうき」広告掲載決定（却下）通知書

年 月 日付で申し込みのありました広告掲載については、下記のとおり決定（却下）しましたので通知します。

記

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載する <input type="checkbox"/> 掲載しない (理由)
広告の内容	
広告掲載号	年 月号
広告の規格	(1) 1号広告 (2) 2号広告 (3) 3号広告 (縦5cm×横18cm) (縦5cm×横9cm) (縦5cm×横6cm)
広告掲載料	円
納付期限	年 月 日まで
備考	

注意事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載決定を取り消したり、掲載しないことがあります。

- (1) 指定期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 広報の編集発行上支障があるとき。
- (3) 町長が、広告の掲載が適切でないと判断したとき。

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第5条関係)